

議員提出意見書案第1号

農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を須賀川市議会会議規則（平成28年須賀川市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

平成29年3月17日

生活産業常任委員長 関根保良

須賀川市議会議長 広瀬吉彦様

## 農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書

米価が生産費を大きく下回る水準に下落し、多くの稲作農家が「これでは作り続けられない」という状況が生まれている。また「安い米」の定着によって、生産者だけでなく米の流通業者の経営も立ち行かない状況となっている。

こうした中で政府は、農地を集積し、大規模・効率化を図ろうとしているが、低水準の米価では、規模を拡大した集落営農や法人ほど赤字が拡大し、経営危機に陥りかねない恐れがある。

平成 25 年度までは、主要農産物（米、麦、大豆など）の生産を行った販売農業者に対して、生産に要する費用（全国平均）と販売価格（全国平均）との差額を基本として交付する「農業者戸別所得補償制度」がとられ、多くの稲作農家の再生産と農村を支えていたが、平成 26 年度からは「経営所得安定対策」に切り替わり、米については 10 a 当たり 7,500 円の交付金へと引下げられ、稲作農家の離農が加速し、地域が一層疲弊している。しかも、この制度も平成 30 年度産米から廃止されようとしている。

これでは、稲作経営が成り立たないばかりか、水田の持つ多面的機能の喪失や、地域経済をますます衰退させてしまうことは明らかである。

このため、今こそ欧米では当たり前となっている稲作経営を下支えする政策を確立することが必要であり、生産費を補う農業者戸別所得補償制度を復活させ、国民の食糧と地域経済、環境と国土を守ることを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 月 日

福島県須賀川市議会議長 広瀬吉彦

衆議院議長

宛

参議院議長

議員提出意見書案第2号

福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を須賀川市議会会議規則（平成28年須賀川市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

平成29年3月17日

生活産業常任委員長 関根保良

須賀川市議会議長 広瀬吉彦様

## 福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書

最低賃金制度は、非正規労働者を含む全ての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安箱」を参考に、各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされている。

この最低賃金の引上げについては、平成 25 年に政府が決定した「経済財政運営と改革の基本方針」並びに「日本再興戦略」において、引上げの意向が示されているとともに、平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においても「毎年年率 3%程度を目途とした引上げにより全国加重平均 1,000 円を目指す」との目標が掲げられている。

最低賃金の引上げは、全労働者の 4 割にも達しようとしている非正規労働者の所得の向上に直結し、内需の拡大に寄与することから、日本経済がデフレからの脱却を図り、持続可能な経済の好循環に結び付けるためには、最低賃金の大幅な引上げが必要不可欠である。また、平成 31 年 10 月に予定されている消費税率の引上げが、非正規労働者に与える影響を考えた場合、最低賃金を持つセーフティネット機能を維持するためにも、物価上昇と消費税率の引上げ分を考慮した最低賃金額の引上げが必要である。併せて、福島県の復興を促進させる上でも、最低賃金の引上げにより、一定水準の賃金が確保されることは、県内の労働力の確保や若年層を中心とした労働人口の県外流出に歯止めをかける上で非常に重要なことである。

現在の福島県最低賃金は、時間額で 726 円となっているが、政府が目指すとしている全国加重平均 1,000 円には程遠い金額であり、その水準は平成 19 年からの 9 年間、全国水準で 31 位と低位にあるなど、県内勤労者の賃金水準や経済実勢等と比較しても極めて低く、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引上げが極めて重要な課題となっている。

よって、本市議会は福島県の一層の発展を図るため、最低賃金法の趣旨を踏まえ、福島県最低賃金に関する下記事項の実現について強く要望する。

### 記

- 1 福島県最低賃金については、政府が掲げる「年率 3%程度を目途に引上げ全国平均で 1,000 円を目指す」との方針に沿って相応の引上げを行うこと。
- 2 福島県の復興促進、労働人口の県外流失に歯止めをかけることを踏まえ、上積みの改正を図ること。
- 3 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引上げを行う環境を整備する

こと。

- 4 一般労働者の賃金引上げ時期を踏まえ、福島県最低賃金の改定諮問時期を可能な限り  
早め、早期発効に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年 月 日

福島県須賀川市議会議長 広瀬吉彦

内閣総理大臣

厚生労働大臣 宛

福島労働局長